

関係診療所の長様

広島県健康福祉局医療政策課担当課長（医療人材担当）
（〒730-8511 広島市中区基町10-52）

広島県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の
活用希望について（通知）

本県の医療行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。
標記の補助事業について、貴診療所において支援事業の活用を希望する場合は、「3 必要な手続等」のとおり、回答してください。

なお、予算上の制約等から、御希望に添えない場合があります。

1 対象事業

別紙「広島県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の補助対象等について」のとおり。

2 補助対象者

尾三（二次保健医療圏）及び県が第8次広島県保健医療計画で医師少数スポットとして設定する地域（以下、表参照）において、承継又は開業する診療所。

※ 県による採択後、広島県医療対策協議会及び広島県保険者協議会で支援対象として合意を得た支援区域及び診療所が対象となります。

【医師少数スポット設定地域（第8次広島県保健医療計画）】

二次保健医療圏	所在市町	設定地域（日常生活圏域名等）
広島	安芸高田市	吉田町、美土里町、高宮町
	安芸太田町	加計
	北広島町	芸北、大朝
広島西	廿日市市	吉和
呉	呉市	安芸灘
尾三	三原市	三原市北部
	尾道市	北部、瀬戸田、百島
	世羅町	世羅町
福山・府中	福山市	南部2
	府中市	南部、北部
	神石高原町	神石高原町
備北	三次市	北部、中部、東部
	庄原市	庄原、西城、口和、高野、総領

3 必要な手続等

ア 提出書類

対象者	提出書類
事業の活用を希望する 全事業者	○承継・開業支援事業計画書（様式0） ○承継又は開業を確認できる書類
施設整備事業の活用を 希望する事業者	○医療施設等施設整備費補助金事業計画総括表（様式1-1） ○施設整備業費内訳書（様式1-2） ○施設整備事業計画書（様式1-3） ○施設の配置図（全体図面） ○各階の平面図（現行図面及び整備計画図面：対象区域を明示）
設備整備事業の活用を 希望する事業者	○設備整備事業計画書（様式2）
地域への定着支援事業の 活用を希望する事業者	○地域への定着支援事業計画書（様式3-1） ○地域への定着支援所要額調書（様式3-2） ○地域への定着支援総括表（様式3-3）

提出書類については、広島県ホームページからダウンロードしてください。

【広島県ホームページ】

広島県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の活用希望について
(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/2026iryoushien-hojoyokin1.html>)

イ 提出期限

令和8年4月24日（金）必着

※ 提出書類の郵送が期限までに間に合わない場合は、電子データのみ期限までにお送りいただき、その旨御連絡ください。

ウ 提出方法

提出書類の郵送に合わせて、電子データをお送りください。

送付先 〒730-8511 広島市中区基町 10-52

広島県健康福祉局医療政策課医療支援グループ

電子メール fumedsei@pref.hiroshima.lg.jp

4 注意事項

- (1) 書類の提出をもって補助金の交付を確約するものではありません。国及び県の予算等の都合により申請額の全額、又は一部を支給できない場合があります。
- (2) 本事業は広島県医療対策協議会及び広島県保険者協議会で支援対象として合意を得た支援区域及び診療所が対象となります。補助事業の活用希望のあった事業所及び事業内容等については、両協議会において事業計画等が公開されますので、御同意いただいた上で必要書類等を提出してください。
- (3) 補助金額の算定にあたっては、別紙「広島県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の補助対象等について」を参照してください。なお、今後、事業内容や補助率・単価や要件等が変更される場合があります。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、法令等により処分の制限を受けることとなりますので、短期間で財産処分とならないよう、長期的な計画に基づいた整備としてください。なお、補助目的に反して処分することとなった場合は、原則として補助金を返還していただくこととなります。
- (5) 事業計画書の提出後は、計画内容の変更が原則認められないため、事前に関係機関（管轄保健所等）と協議の上、関係法令等に沿った計画としてください。
- (6) 補助事業は単年度会計のため、原則、令和8年度中に事業を完了する必要があります。ただし、大規模な施設整備等で、工事期間が複数年にわたることが明らかな場合は、事前に相談してください。
- (7) 事業への着手は、補助金交付を内示した後となります。事業の契約手続きについては、入札の実施など県の公共事業の扱いに準じていただきます。補助事業が不採択となった場合もその旨を連絡しますので、連絡を受ける前に事業着手しないでください。

担当：医療支援グループ

電話：082-513-3062(ダイヤル)

(担当者 白井)

広島県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の補助対象等について

(1) 施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）等や、診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費（新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費）の支援を行う。

補助対象	補助単価	補助率
次に掲げる基準面積に右記の単価を乗じた額の合計額。 【基準面積】 (1) 診療部門 ア 無床の場合 160 m ² イ 有床の場合 （ア）5床以下 240 m ² （イ）6床以上 760 m ² (2) 診療部門と一体となった医師住宅 80 m ² (3) 診療部門と一体となった看護師住宅 80 m ²	1 m ² あたり 鉄筋コンクリート ：558,000 円 ブロック ：444,000 円 木造 ：362,000 円	1/2

※ 施設整備事業は、承継・開業の一定期間後に採算性が見込まれる診療所を想定しており、診療圏の人口が10年後に2,000人程度を下回る見込みの診療所を支援対象とする場合は、へき地医療拠点病院からの巡回診療、オンライン診療等による対応も含め、広島県医療対策協議会及び広島県保険者協議会で協議する。

(2) 設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器等の購入費の支援を行う。

対象経費	基準額	補助率
診療所として必要な医療機器等購入費	1か所当たり 16,500 千円	1/2

(3) 地域への定着支援事業

診療所を承継又は開業する場合の地域への定着に必要な経費の支援を行う。

対象経費	基準額	補助率
診療所の運営に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費 備品費（単価50万円未満に限る。） 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 社会保険料 雑役務費 委託費	1か所当たり次により算出された額 (1) ア. 診療日数1～129日 6,200千円+ (71千円×実診療日数) イ. 診療日数130～259日 6,200千円+ (77千円×実診療日数) ウ. 診療日数260日以上 6,200千円+ (87千円×実診療日数) (2) 訪問看護による加算額 25,000円×訪問看護日数	2/3